平成27年度

南箕輪村気象観測装置設置工事

仕様書

平成27年10月

南箕輪村

目　　次

1．発 注 仕 様 ---------- 1

2．一 般 事 項 ---------- 5

3．保証期間・保守サービス ---------- 6

4．その他 ---------- 6

5．仕様図面関係 ---------- 7

図１　図２　図３　３－１　図４－１～３

1. 発 注 仕 様

第１条　適　　用

この仕様書は、南箕輪村（以下、「甲」という。）が南箕輪村内に気象観測装置の設置工事を行うための、機器設置工事に関する事項について適用する。

第２条　目　　的

南箕輪村内、３地区に気象観測装置の設置を行い、南箕輪村各地区に置いて常に変化する気象情報をリアルタイムに収集し状況に応じた対応処理を行うための設備であり、行政、地域等に気象情報及び関連情報を速やかに伝えることを目的とする。

第３条　契約の範囲

請負業者（以下「乙」という。）が、本仕様書に基づき機器購入、搬入、設置、設定調整、試験及び完了検査並びに引き渡しまでの一切の施工を契約の範囲とする。

第４条　工事の概要及び数量

別に示すところによる。

第５条　諸手続き等

本工事施工に必要な諸手続きは、必要に応じて全て「甲」に代わって「乙」が行うものとする。

第６条　施 工 基 準

本工事の設計、機器、部材、施工に関しては、この仕様に定めるもののほか、次の関係法規に従わなければならない。

１．法 規 等

(1) 電気通信設備に関する技術基準を定める省令

(2) その他関係規則、条例等

２．規　　則

(1) 日本工業規格（JIS）

(2) 日本技術標示規格(JES)

(3) 日本電気規格調査標準規格(JEC)

(4) 日本電機工業会標準規格(JEM)

(5) 日本電子機械工業会規格(EIA)

第７条　特許権等の使用

この仕様に定める機器の作成に関し、特許権、その他第三者の所有する権利の対象となるものを使用する場合は、すべて乙の責任において処理するものとする。

第８条　設 置 場 所

南箕輪村内　３ケ所　別に示すところによる。

第９条　工 事 工 期

契約日から平成 28 年２月 29 日までとする。

第 10 条　完了及び引渡し

甲の行う竣工検査の合格をもって工事の完了及び引渡しとする。

完了期間は、契約書に記載の工事竣工工期日とするが、検査が乙の責任以外の原因で遅れた場合は、この限りではない。

第 11 条　提 出 書 類

乙は、契約後甲の指定する期日までに、次のものを提出しなければならない。

ただし、次のものに変更がある場合には、可及的速やかに処理すること。

（１）	工事着手届	１部
（２）	主任技術者届同経歴書	１部
（３）	実施工程表	１部
（４）	納入仕様書または承認図書（機器、工事）	１部
（５）	竣工立会検査等願書	１部
（６）	試験成績書	１部
（７）	工事写真（施工、完成）	１部
（８）	完成図書、取扱説明書	１部
（９）	工事完了届	１部
(10)	その他甲が必要とする資料	１部

第 12 条　保　　証

運用開始の日から起算して１年間以内に生じた調整不良及び故障で、乙が責任と見なされるものについては、乙は直ちに無償修理、または代替品を納入するものとする。

ただし、乙の責任以外とみなされる場合には、乙と甲が協議して処理するものとする。

第 13 条　疑　　義

この仕様並びに設計、製品、工事施工上疑義が生じた場合、乙は速やかに甲と協議の上、決定するものとする。

この仕様に明示のない事項であっても機能上当然必要と認められる事項については、乙において充足するものする。

2. 一 般 事 項

1 概 要

(ア) 本仕様は、南箕輪村３地区の気象情報の観測を行い、そのデータを箕輪町地域イントラネットの伝送路を介して南箕輪村役場内の管理機器に伝達し、気象観測装置設備に適用する。

(イ) 気象観測装置は、風向、風力、屋外気温、屋外湿度、雨量、室内温度、室内湿度、気圧日射が計測できる機能を有するものとする。

(ウ) 上記事項に準じて得られた情報は、南箕輪村地域イントラネット内の端末パソコンでデータ管理及び閲覧することが出来るものとする。

(エ) 本端末設備（気象観測装置）は、下記の３ケ所に設置するもとする。

	名　　称	設 置 場 所
1	南箕輪村役場	南箕輪村 4825 番地１
2	大芝荘	南箕輪村 2358 番地５
3	南原保育園	南箕輪村 9645 番地１

(オ) 本端末設備からのデータ情報は、役場内の指定する管理パソコンに情報収集を行いデータ管理、表示、操作等が行えるように管理設定をすること。

(カ) 上記、管理設定情報は役場情報管理担当者と協議の上、指定事項に従い設定作業の実施を行うものとする。

(キ) 指定する地区の、機器設備の工事施工は施工図（図 ４－１～３）に従い現場を良く熟知した上で工事施工を行うこと。また、工事施工する際は、関係者と事前協議を行い実施すること。

2 機器設備設置場所概要

(a) 本装置は、南箕輪村地籍３ケ所に設置を行うこと。設置する場所は次のとおりとする。別紙 図 １、図 ４－１～３とする。

3 機器設備概要

(a) 本機器設備の機器構成は、別紙 図３ ３－１ のとおりとする。

(b) 本機器設備に使用する材料で、各種の規格に定めがあるものは規格合格品を使用すること。

4 機器システム構成概要

(a) 本装置の、システム構成（図 ２）は各３地区の観測データを各観測機からの特定のインターバルで出されたデータをデータロガ装置を介して任意に指定するインターバルでデータ収集できる機能を有すること。

(b) 本装置は、ネットワーク環境内で、遠隔でリアルタイムの計測値を確認できるとこ。ま

た、データロガ装置本体にはデータバックアップ機能があること。(図 3－1 を参照)

(c) インターネット環境でｆｔｐクライアント機能を有し、計測データをｆｔｐ転送できること。

(d) データ表示は、ブラウザ画面でＷＥＢ機能を有し、表示閲覧できること。

3. 保証期間、保守サービス

1 保証期間

(a) 本事業に係る機器、システムの保証責任は請負者にあるものとし、請負者は製品メーカの対応の如何にかかわらず次の条件により保証しなければならない。

① 機器、システムの保証期間は検査完了の日から起算するものとする。

② 機器の保証期間は、それぞれの製品に定められた期間とする。ただし、これが１年未満の場合、保証期間は１年とみなす。

③ システム全体の保証期間は１年間とし当該期間中に生じた故障、事故等については使用者の故意、注意義務違反、その他納入者の責めに帰すことのできない事由による場合を除き、無償で修理、復元するものとする。

2 保守サービス

(a) 本事業の保守サービス期間は、検査完了の日から１年間とし、その以降は（甲）と（乙）との協議事項とする。

(b) 請負業者は、機器またはシステムの故障、その他システム運用に故障が発生した場合には、原則として発注者・ネットワーク管理者から、その連絡を受けてから１日以内に（土・日曜・祝日を除いて）に技術員を派遣し、発注者・ネットワーク管理者と打合せ協議をした上で必要な処置対応を講じるもとする。

4. その他

(1) 本事業の設備運用に必要な職員研修を実施すること（発注担当者、ネットワーク管理者等）

(2) 本工事完了後は工事関係書類及び、完成図書を２部提出すること。詳細については別途打合せを行うものとする。

(3) 本仕様書に明記のない機器、部材、ソフトウェアー、工事等でも明らかに本工事を行う上で必要となるものは、入札価格に含むものとし、請負者（乙）の責任でこれを設置または施工する。特別の記載のない事項以外はすべて契約価格に含まれる。

(4) 本仕様書の内容に質疑のある場合には、質疑書を提出するもととし、質疑に対する回答は全指名業者に行う。受付期間を過ぎた質疑は、いかなる理由があろうと一切受け付けない。また、質疑のない場合は回答を行わない。

5. 仕様機器図面関係

(a)気象観測装置機器設置場所図	図　1
(b)機器システム構成概要図	図　2
(c)機器仕様構成表	図　3　3－1
(d)機器設置概要図	図　4－1～3